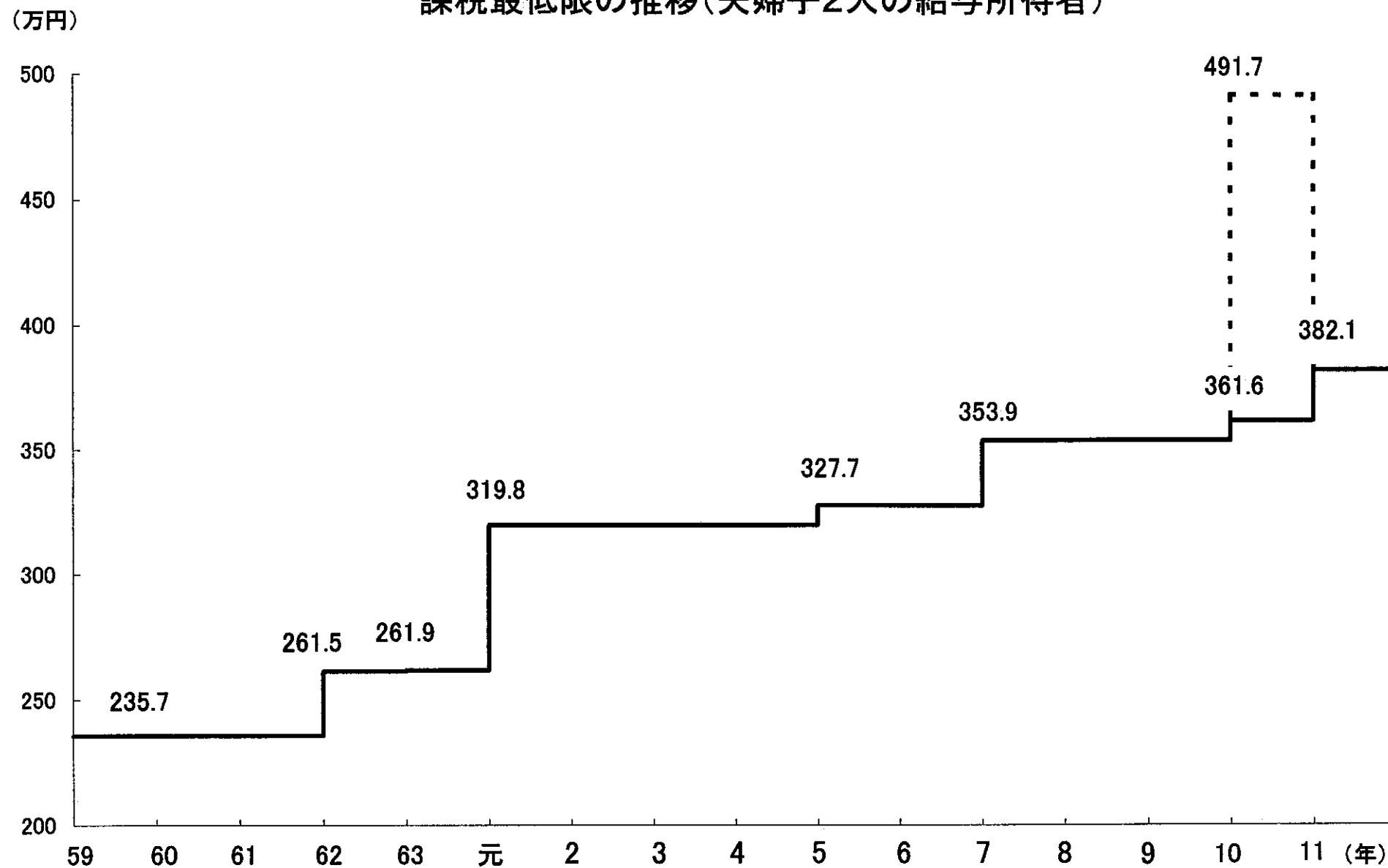


個人住民税所得割の納税義務者数の推移

区 分	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10年度 (特別減税前)	10年度 (特別減税後)
給与所得者	4, 295	4, 350	4, 350	4, 388	4, 442	4, 449	—
営業所得者	269	252	242	241	241	233	—
農業所得者	31	27	33	25	25	20	—
その他の事業所得者	126	123	119	118	118	116	—
その他の所得者	298	317	327	366	382	395	—
分離譲渡所得等を有する者	27	31	34	33	37	33	—
合 計	5, 046	5, 100	5, 105	5, 171	5, 245	5, 246	4, 600

- (注) 1. 平成5年度～平成10年度(特別減税前)については「市町村税課税状況調(7月1日現在)」によるものであり、平成10年度(特別減税後)については推計値である。
2. 給与所得者とは、各種所得金額のうち、給与所得の金額が最も大きい者である。
3. 営業所得者、農業所得者及びその他の事業所得者とは、各所得金額のうち、それぞれ営業所得の金額、農業所得の金額、またはその他の事業所得の金額が最も大きい者である。
4. その他の所得者とは、2及び3以外の者である。
5. 分離課税される譲渡所得等を有する者については、2、3及び4から除外されている。

課税最低限の推移(夫婦子2人の給与所得者)



(注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満として計算してある。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算してある。

恒久的減税による所得税の課税最低限＜給与所得者の場合＞

区 分		独 身	夫 婦	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
改正前	定額減税	千円	千円	千円	千円
	前	1, 107	2, 095	2, 698	3, 616
	後	1, 516	3, 000	3, 863	4, 917
恒久的減税後		千円	千円	千円	千円
		1, 107	2, 095	2, 857	3, 821
		(引上げ額 0)	(引上げ額 0)	(引上げ額 159)	(引上げ額 205)

(注) 1 夫婦子1人の場合は、16歳未満の子がいるものとして計算している。

2 夫婦子2人の場合は、特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいるものとして計算している。

恒久的減税による個人住民税所得割の課税最低限＜給与所得者の場合＞

区 分		独 身	夫 婦	夫婦子1人	夫婦子2人
改正前	定額減税	千円	千円	千円	千円
	前後	1, 0 5 3 1, 4 1 9	1, 8 5 7 2, 6 6 6	2, 3 8 0 3, 4 6 0	3, 0 3 1 4, 2 7 3
恒久的減税後 (平成12年度)		千円 1, 0 5 3 (引上げ額 0)	千円 1, 8 5 7 (引上げ額 0)	千円 2, 3 8 0 (引上げ額 0)	千円 3, 0 9 5 (引上げ額 6 4)

(注1) 給与の収入金額に応じて、それぞれ一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。

(注2) 夫婦子2人の場合については、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。

人的控除額の推移(平年分)

区 分	基 礎 的 人 的 控 除				障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除	勤 労 学 生 控 除	老 配 偶 者 控 除	年 扶 親 少 養 族	特 扶 親 定 養 族	老 人 扶 養 控 除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養 (配 偶 者) 控 除
	基礎控除	配偶者控除	配 偶 者 特 別 控 除	扶養控除	一 般	特 別		一 般	母子家庭						一 般	同居老親等	
昭和 年			(62年創設)		(25年創設) (税額控除) 6千円	(43年創設)	(26年創設) (税額控除) 6千円	(26年創設) (税額控除) 6千円	(元年創設)	(56年創設)	(26年創設) (税額控除) 6千円	(52年創設)	(11年創設)	(元年創設)	(47年創設)	(54年創設)	(57年創設)
40	13万円	12万円		13歳以上 6万円 13歳未満 5万円													
41	14	13		6	〃		〃	〃			〃						
42	15	15		7	(所得控除) 7万円		(所得控除) 7万円	(所得控除) 7万円			(所得控除) 7万円						
43	16	16		8	8	(創設) 12万円	8	8			8						
44	17	17		10	9	13	9	9			9						
45	18	18		12	10	14	10	10			10						
46	20	20		14	12	16	12	12			12						
47	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃			〃				(創設) 16万円		
48	21	21		16	13	19	13	13			13				19		
49	24	24		24	16	24	16	16			16				28		
50・51	26	26		26	20	28	20	20			20				32		
52・53	29	29		29	23	31	23	23			23	(創設) 35万円			35		
54・55	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		(創設) 23万円	〃	〃			〃	(創設) 40万円	
56	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	(創設) 34万円
57	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	
58	(30) 〃	(30) 〃		(30) 〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	(36) 〃			(36) 〃	(41) 〃	(35) 〃
59	33	33		33	25	33	25	25		25	25	39			39	46	40
60・61	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃			〃	〃	47
62	〃	(38) 〃	(創設) 11.25万円	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	(44) 〃			〃	〃	(52) 〃
63	〃	〃	16.5	〃	〃	〃	50	〃	(創設)	〃	〃	〃			〃	〃	〃
平成元～4	35	35	35	35	27	35	〃	27	35万円	27	27	45		(創設) 45万円	45	55	65
5・6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		50	〃	〃	〃
7～9	38	38	38	38	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	48		53	48	58	68
10	〃	〃	〃	〃	〃	40	〃	〃	〃	〃	〃	〃		58	〃	〃	73
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(創設) 48万円	63	〃	〃	〃

(備考) 1. 昭和58年の()書は、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。
2. 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

個人住民税の人的控除額の推移

区 分	基 礎 的 人 的 控 除				障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除	勤 労 学 生 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	特 定 扶 養 控 除	老 人 扶 養 控 除		同 居 特 別 障 害 者 扶 養 (配 偶 者) 控 除
	基礎控除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	一 般	特 別		一 般	特 別					一 般	同 居 老 親 等	
創 設 年 度	37年度	41年度	63年度	37年度	37年度	43年度	37年度	37年度	H 2 年 度	57年度	37年度	56年度	H 2 年 度	48年度	55年度	58年度
昭 和 年 度		(創設)			(税額控除)		(税額控除)	(税額控除)			(税額控除)					
41	10万円	8万円		4万円	1千円		1千円	1千円			1千円					
42	10	8		4	1		1	1			1					
					(所得控除)	(創設)	(所得控除)	(所得控除)			(所得控除)					
43	11	9		5	6万円	8万円	6万円	6万円			6万円					
44	12	10		6	7	9	7	7			7					
45	13	11		8	8	10	8	8			8					
46	14	13		10	9	11	9	9			9					
47	15	14		11	10	12	10	10			10			(創設)		
48	16	15		12	12	14	12	12			12			14万円		
49	18	18		14	13	16	13	13			13			16		
50	19	19		17	16	19	16	16			16			19		
51	19	19		17	16	19	16	16			16			19		
52	20	20		19	18	20	18	18			18			20		
53	20	20		19	18	20	18	18			18			20		
54	21	21		20	19	21	19	19			19			21	(創設)	
55	22	22		22	21	23	21	21			21	(創設)		23	26万円	
56	22	22		22	21	23	21	21		(創設)	21	23万円		23	26	
57	22	22		22	21	23	21	21		21万円	21	23		23	26	(創設)
58	22	22		22	21	23	21	21		21	21	23		23	26	25万円
59	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	30
60	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	30
61	26	26		26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	34
62	26	26	(創設)	26	24	26	24	24		24	24	27		27	31	34
63	28	28	14万円	28	24	26	24	24		24	24	29		29	33	36
平 成 元	28	28	14	28	24	26	48	24	(創設)	24	24	29	(創設)	29	33	36
2	30	30	30	30	26	28	48	26	30万円	26	26	35	35万円	35	42	51
3	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
4	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
5	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	36	36	43	52
6	31	31	31	31	26	28	48	26	30	26	26	36	39	36	43	52
7	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
8	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
9	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
10	33	33	33	33	26	28	48	26	30	26	26	38	41	38	45	54
11	33	33	33	33	26	30	48	26	30	26	26	38	43	38	45	56
12	33	33	33	33	26	30	48	26	30	26	26	38	45	38	45	56

(備考) 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用(7千円加算)後の額である。

2. 平成12年度の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。

3. 平成12年度改正は考慮していない。

給与所得控除制度の沿革（平年分）

区 分	昭和25～27年	28・29	30	31	32	33～35	36～38	39	40	41	42年
定 額 控 除	万円 —	万円 —	万円 —	万円 —	万円 —	万円 —	万円 1	万円 2	万円 3	万円 4	万円 8
定 率	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
控 除	40% 30 20 15 10 5 2.5	~20	~30	~35	(17.5%) ~40	~40	~40	~40	~50	~60	~60
最高限度額	3万円	4.5万円	5.25万円	7万円	11万円	12万円	12万円	14万円	15万円	18万円	22万円

区 分	昭和43	44	45	46・47	48	49～54	55～58	59～63	平成元～6	平成7～
定 額 控 除	万円 10	万円 10	万円 10	万円 13	万円 16	万円 —	万円 —	万円 —	万円 —	万円 —
定 率	万円	万円	万円	万円	万円	万円 (最低50万円)	万円 (最低50万円)	万円 (最低57万円)	万円 (最低65万円)	万円 (最低65万円)
控 除	40% 30 20 15 10 5 2.5	~80	~80	~100	~100	~150 ~300	~150 ~300	~165 ~330	~165 ~330	~180 ~360
最高限度額	28万円	36.5万円	50万円	53万円	76万円	—	—	—	—	—

○ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）

（政府税制調査会）（昭和61年10月28日）

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

4 給与所得控除

(1) 現行制度の概要

給与所得の金額は、事業所得等の場合と異なり、収入金額から法定の給与所得控除額を控除した後の金額とされており、こうした仕組みは諸外国にほとんど例をみない我が国に独特のものである。

給与所得控除額は、給与の収入金額165万円までの部分につきその40%（最低控除額57万円）、330万円までの部分につき30%、600万円までの部分につき20%、1,000万円までの部分につき10%、1,000万円を超える部分につき5%相当額となっている。

給与所得控除は、通常のサラリーマンの給与所得のほか、青色事業専従者給与、みなし法人課税を選択した場合の事業主報酬及び公的年金等についても、これらを給与所得として適用されている。

④ 給与所得控除の沿革は、次のとおりである。

① 我が国に所得税が導入されたのは明治20年であるが、大正2年に至り、主として租税力をしん酌するものとして、勤労所得（俸給、給料、手当、歳費）についてその10%を控除する勤労控除制度が創設された。その後、昭和15年に分類所得税と総合所得税の二本立ての所得税制に改められた際、勤労所得については、総合所得税にあつては10%の勤労控除が存置される一方、分類所得税にあつては他の種類の所得との負担の調整を図る趣旨で基礎控除及び税率に差を設けることとされた。

② 昭和22年に所得税が総合所得税に一本化されるに伴い、勤労控除の控除率が引き上げられるとともに、控除額には一定額の頭打ちが設けられることとなった。

シャープ勧告では、当時25%の水準にあつたこの勤労控除の根拠として、①個人の稼働力の消耗に対する一種の減価償却、②余暇の犠牲、③勤務に伴う経費の概算的控除、④把握差の控除を挙げて検討を行っている。同勧告では、事業所得等に対する課税のバランスからこれを10%にまで引き下げることが提言され、昭和25年度の改正において15%に引き下げられた。

その後、昭和28年度の改正により、勤労控除は、給与所得控除と改称された。

③ 昭和36年度の改正では、給与所得者の経費のうちの固定費的な部分を概算控除するという考え方から、給与収入の多寡にかかわらず一定額を控除する定額控除が導入され、定額控除と定率控除の組合せによる給与所得控除となった。

④ 昭和49年度の改正において給与所得控除の大幅な拡充が行われ現行制度の枠組みが作られた際には、定額控除を廃止し定率控除に一本化して制度の簡明化を図るとともに、低所得者層への配慮から給与の収入金額が少額であつても一定額の控除を保障する新しい定額控除が設けられ、控除の頭打ちが廃止された。

(2) 給与所得控除のあり方

現行の給与所得控除の水準は、マクロ的にみると給与の収入金額に対する給与所得控除額の割合が約30%に達し、サラリーマンの勤務等に伴う費用の観点からみても十分高いと認められる。それにもかかわらず、納税者の大多数を占めるサラリーマンの間に種々の不満感、不公平感が強いのは、給与所得控除の性格が必ずしも明らかでないこと、経費について実額控除が行い得ないこと、また、その結果、給与所得者には、通常、自ら所得税の課税標準と税額を計算して申告納税に参画する機会がないこと等にあるのではないかと考える。

これまでの当調査会における論議等に照らしてみれば、現行の給与所得控除は、勤務に伴う費用を概算的に控除することのほか、給与所得の特異性に基づいた他の所得との負担の調整を図ることを主眼として設けられているものと理解される。

以上の諸点を踏まえ、この際、給与所得控除の性格を明らかにする趣旨から、現行の給与所得控除を、以下に述べるように「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分け、その適用関係の整理を行うとともに、その上で、「勤務費用の概算控除」について、選択により現実勤務に要した費用の控除ができるようにし、給与所得者にも申告納税の途を拓くこととしてはどうかと考える。

① 給与所得控除の性格の明確化

「勤務費用の概算控除」は、給与所得者が、勤務ないしは職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除するものである。その場合、勤務費用とは、給与所得者が、一般に使用者の指揮命令に服して役務提供を行う対価として給与収入を得ているのであるから、例えば、「その勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち、その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので、その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの」ということができよう。

他方、「他の所得との負担調整のための特別控除」は、端的には給与所得の租税力が弱いことに対する配慮である。いわゆるサラリーマンは、専ら身一つで、使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから、失業等の不安定性のほか、空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等他の所得にはみられない有形、無形の負担を余儀なくされていることは否定できず、しかも、その対価としてその役務の提供による成果のいかにかわりなくあらかじめ定められた定額の給与の支給を受けるにとどまるといつた事情に対してしん酌を加えるものである。

給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分ける場合、具体的にどのように分けるかについては、必ずしも客観的な基準があるわけではなく、給与所得控除額の各々二分の一相当額部分をもつて概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であろう。

② 実額控除制度の導入

我が国においては、給与所得者の職務上必要な備品等に係る経費や職務に関し必要な旅費等は使用者が負担するのが通例であり、ほとんどの給与所得者にとつては自ら負担する必要経費の額が現行の給与所得控除の額あるいは概算控除の額を上回ることとはほとんどないと考えられること、また、税制の簡素化を図る必要があること等の見地から、実額控除との選択制を導入するのは適当ではないのではないかとする指摘がある。

しかしながら、給与所得者の不満の一因が、勤務に伴う費用の実額控除が認められず、源泉徴収によって課税関係が終了し、納税義務の確定手続に参画する途がないことにあるとすれば、たとえ実額控除を選択する事例が少ないこととなつても、サラリーマンが確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることができる途を拓くことは、公平感の維持、納税意識の形成の上でも重要なことと考える。このような見地から、勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当である。

なお、勤務費用の実額控除の選択制を導入する場合には、公平を確保し、適正な執行を図る見地から諸外国の例も参考にしつつ、分かりやすさ、執行の容易さ等をも考慮し、実額控除しうる勤務費用の範囲について、できるだけ具体的かつ明確な基準を設定する必要がある。加えて、実額控除の対象となる支出について、記帳、領収書、事業主の証明等によりその支出の事実が明らかなものとするなど、適正な申告と納税が行われるようにするために制度上配慮することが必要である。また、こうした制度が無理なく定着していくためには、納税者と執行当局の双方が長い年月をかけて地道な努力を積み重ねていくことが肝要であろう。

③ 給与所得控除の適用関係の整理

みなし法人課税を選択した場合の事業主報酬、青色事業専従者給与、同族会社経営者等の給与にも給与所得控除が適用されており、このことがサラリーマンの負担の不均衡感の一因となつているとの指摘がある。

この点に関し、みなし法人課税を選択した事業主等については、他人に雇用されることによる拘束等の問題がないこと等から、「他の所得との負担調整のための特別控除」を適用するのは適当でないとの考え方がある。また、別の観点からみれば、みなし法人の事業主が自ら事業を遂行するために支出する費用は既に事業所得の金額の計算上必要経費に算入されているので「勤務費用の概算控除」を適用することは明らかに二重控除になるという考え方がある。青色事業専従者給与及び個人事業主と同様の立場にあると認められる同族会社経営者等の給与についても、二重控除とはいえないまでも、そのおそれなしとしないことから、「勤務費用の概算控除」を適用する理由に欠けるのではないかとする考え方がある。

いずれにせよ、給与所得控除を二分してその性格の明確化を図る機会に、一般の給与所得とみなし法人課税を選択した場合の事業主報酬等との間で、これら両

者の性格等に応じて給与所得控除の適用に差を設けることが適当であると考え
る。

これに関連し、個人事業主と同族会社経営者とは実質的に同じであるから課税
上の取扱いも同じにすべきであるとする意見、同族会社といえども法人として法
的に独立して存在し、法人であるが故の負担をしているのであるから、個人事業
主と同族会社経営者との間で課税上の取扱いに差があつてよいとする意見があつ
た。さらに、また、個人企業と中小同族会社を通ずる小規模企業税制について長
期的に検討すべきであるとする意見があつた。

(3) 給与所得控除の水準

給与所得控除については、既に相当の水準となつており、基本的には、これを更
に引き上げる必要性は乏しいとする意見があり、他方、軽減税率(最低税率)の水準
等との関連においてサラリーマンの個人所得課税の負担を調整する観点からある程
度の拡充を図ることも考えられるとする意見がある。

主要国におけるフリンジ・ベネフィットの課税関係（未定稿）

【概要】

フリンジ・ベネフィットは、原則として被用者の所得として計算され、所得税が課される。但し、一定のフリンジ・ベネフィットに対しては、非課税とされている。また、法人段階では、損金算入される。

【フリンジ・ベネフィットが非課税とされる主な例】

	社宅	住宅貸付	社内食堂	従業員割引	福利厚生施設	社用車
日 本	一定額以上の家賃を支払っている場合	貸付金利が年1%を超える場合	材料費の50%相当額以上を支払っている場合	購入価額が通常価格の70%以上の場合	対象が特定の従業員に限定されない場合	業務遂行に必要な場合
ア メ リ カ	居住することが雇用の条件となっている場合	貸付が1万ドル(118万円)を超えない場合	雇用主の都合により事業所内で食事をする場合	購入価額が仕入値を上回る場合等	福利厚生施設が事業所内にある場合	業務遂行に必要な場合
イ ギ リ ス	業務の遂行上、必要がある場合等	貸付が5,000ポンド(96万円)を下回る場合又は貸付金利が年6.25%以上の場合	対象が特定の従業員に限定されず、給付が合理的範囲内にある場合	原価よりも高く購入する場合	(非課税とされるものは原則なし) 例外 会社内の保育施設等	主として業務遂行に用いた場合
ド イ ツ	(非課税とされるものは原則なし)	貸付の未返済金が5,000マルク(33.5万円)を超えない場合	(非課税とされるものは原則なし)	年間利得2,400マルク(16.1万円)を上限	談話室、浴場施設、会社内の運動場等に限定される場合	業務遂行に用いた割合に相当する部分
フ ラ ンス	(非課税とされるものは原則なし)	(非課税とされるものは原則なし)	1日あたり28フラン(560円)までの食事補助に限定	(非課税とされるものは原則なし)	企業組合が所有する場合	業務遂行に用いた割合に相当する部分

(注) 換算レート：1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円

退職所得控除額の推移

年 分	控 除 の 内 容
昭和 25 年	収入の15% (変動所得として5年間の平均課税)
26 ♫	収入の30%
27 ♫	15万円 (半額分離課税)
28 ♫	20万円
29 ♫	勤続年数1年につき2万円 最低20万円、最高50万円
34 ♫	勤続年数のうち 40才までの年数 1年につき 3万円 40才超50才までの年数 ♫ 4万円 50才超の年数 ♫ 5万円 最低20万円、最高100万円、障害退職加算 50万円
36 ♫	最高限度 廃止
39 ♫	勤続年数1年につき5万円 最低20万円、障害退職加算50万円
42 ♫	勤続年数 10年まで 1年につき 5万円 10年超20年まで ♫ 10万円 20年超30年まで ♫ 20万円 30年超 ♫ 30万円 最低20万円、障害退職加算50万円

年 分	控 除 の 内 容			
昭利 48 年	勤続年数			
	{	10年まで	1年につき	10万円
		10年超20年まで	〃	20万円
		20年超30年まで	〃	30万円
		30年超	〃	40万円
最低40万円、障害退職加算100万円				
49 〃	勤続年数			
	{	20年まで	1年につき	20万円
		20年超	〃	40万円
	最低40万円、障害退職加算100万円			
50 〃	勤続年数			
	{	20年まで	1年につき	25万円
		20年超	〃	50万円
	最低50万円、障害退職加算100万円			
平成 元年 (63.12改正)	勤続年数			
	{	20年まで	1年につき	40万円
		20年超	〃	70万円
	最低80万円、障害退職加算100万円			

青色申告控除とみなし法人課税制度の沿革

適用年	青色申告控除		
昭和47年 S	(創設) 10万円 ↓		
	青色申告特別控除		
平成5年 S 平成10年	(創設) 10万円 ↓ [右記以外の者]	35万円 ↓ (10年度改正) 45万円 [事業所得又は不動産所得(事業的規模)に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者]	〈経過措置〉 35万円 ↓ (10年度改正) 45万円 [簡易な簿記の方法により記録している者(貸借対照表を添付)] 【適用期限】 平成14年分

みなし法人関係	適用年
青色事業主特別経費準備金制度の創設	昭和46年
制度廃止	昭和47年
みなし法人課税制度創設	昭和48年
事業主報酬額の適正化	昭和62年 9月
制度廃止	平成4年

主要国の個人・法人の税率構造（国税）

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
個 人	10%～37%	15%～39.6%	10%～40%	23.9%～53% (付加税：所得税額×5.5%)	10.5%～54%
法 人	法人税 30% 中小法人 22%～30%	法人税 15%～35%	法人税 30% 中小法人 20%	留保分 40% 配当分 30% (付加税：法人税額×5.5%)	法人税 40%

- (注) 1. アメリカでは、課税所得10万ドル超の法人については、所得が10万ドルを超える部分の5%相当額（11,750ドルを限度とする。）、課税所得1,500万ドル超の法人については所得の1,500万ドルを超える部分の3%相当額（10万ドルを限度とする。）を、上記の税率を用いて計算した額に加算して法人税額とする。
2. イギリスでは、年間利潤額が30万ポンド超150万ポンド未満の法人については、実効税率が20%～30%になるような一定の税額控除制度がある。
3. フランスの法人税率は、付加税（法人税額の20%、年間売上高5,000万フラン以上の法人の場合）を含めたものである。また、年間売上高5,000万フラン以下の法人については、税引後利益のうち資本に繰り入れた部分（限度額あり）に対して19%の税率を適用する。